

タイトル	下請法、ホールドアップ問題と公取委による法運用成果
著者	増田，辰良
引用	北海学園大学法学研究，42(3)：764-721
発行日	2006-12-31

研究ノート

下請法、ホールドアップ問題と公取委による法運用成果

増 田 辰 良

要約：本稿は「情報の経済学」で使われる不完備契約、ロックイン状況とホールドアップ問題という分析概念をわが国の下請法の分析に適用する。とりわけホールドアップ問題が顕在化しやすい親企業から下請企業への「支払い条件（支払遅延事件、長期手形発行事件）」を取り上げる。そして、公取委による下請法の運用がどの程度このホールドアップ問題を緩和しているのかを計量分析によって検証する。分析結果によると公取委の下請法の運用態勢（スタッフ数と予算）が充実するとき他の経済変数とともにホールドアップ問題は緩和していた。スタッフ数と支払遅延事件摘発率と長期手形発行事件摘発率との間には有意な正の相関関係が確認できた。また、下請法運用予算はこれらの事件を事前に抑止するよう（負で有意に）作用していた。とりわけマクロの好況期には長期手形の発行事件は抑止されていた。親企業の海外生産比率もこの事件を減らすように作用していた。しかし、ミクロの好況指標である自己資本経常利益率は公取委の審査能力変数を含めても、明確な抑止効果は確認できなかった。なお、本稿は平成18年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）、課題番号：16530187）による研究成果の一部である。

はじめに

わが国の下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法と略す）に関する法解釈は、主として独禁法学者によっておこなわれてきた。また、下請構造や下請取引に関する実証分析は、経済学者によっておこなわれてきた。とりわけ近年における経済学者の理論研究は不完備契約、ロックイン状況とホールドアップ問題など「情報の経済学」で使われる分析概念を用いて、下請取引の継続性や親企業による下請企業への優越的地位の濫用行為を考察している。このうち不完備契約については、下請法の手続規定違反の内容やその件数をみることによって測定できる。ロックイ

ン状況は下請企業の親企業への依存度によって測定できる。また、ホールドアップ問題は親企業が下請企業に対して犯す違反行為のうち実態規定違反の内容やその件数をみることによって測定できる。

下請法は情報の非対称性に基づく親企業の機会主義的行動を抑制し、親企業一下請企業間での完備契約を促すことによって、下請企業をホールドアップ問題から解放する一手段である、と考えられている。下請法は契約内容やその履行が下請企業に不利にならないよう事前に契約に完備性をもたせ、また親企業の都合により事後的に発生する契約の変更にともなう下請企業の不利益を削減し、効率的な資源配分を実現することをその法目的としている。

本稿の目的は、こうした下請法の機能や下請取引を経済学的に解釈し直した後で、下請法の公正取引委員会（以下、公取委と略す）による運用成果を検証することである。下請取引を記述統計分析したものは既に多くあるが、法の運用成果を計量分析したものはほとんどない。次節では、経済学者による研究成果を紹介する。特に、海外の専門雑誌(Journal)に公表された研究成果を紹介する。2節では、下請法の機能や下請取引を経済学的に解釈し直す。そして、3節では下請取引に関する不完備契約、ロックイン状況とホールドアップ問題などについて、統計数値を用いて、計量分析する。さらにホールドアップ問題の一つとして、親企業から下請企業への「支払い条件」を取り上げ、この条件がどんな経済的要因に依存しているのかを計量分析する。

いわゆる親企業が有する事業経営上の問題が下請企業へ「しわ寄せ」されるのは円高時や不況期である、と言われている。また、日本経済の恒常的な円高傾向は海外での現地生産比率（国内産業の空洞化）を高めており、国内の下請取引関係にも何らかの影響を与えている、と言われている。4節では、こうした経済変数が「支払い条件」に与える影響について検証する。さらに公取委による下請法の運用がどの程度下請企業のおかれた状況を緩和することになっているのかを検証する。法の運用が、直接、下請企業の立場を改善しているのかどうかを評価することは難しい。そこで下請法の運用が親企業の下請企業への「支払い条件」にどんな影響を与えているのかを計量分析する。運用が「支払い条件」（つまり、ホールドアップ問題）を緩和しているなら下請企業の立場を改善している、しかし、緩和していないなら下請企業の立場は改善されていない、と評価する。最後に、本稿の分析結果を要約する。本文に関連す

る統計データはすべて最終ページに掲載した。

なお、下請法は2003年6月に改正され、改正法⁽¹⁾も同月に施行されたが、本稿が対象とする分析期間は、この改正前までである。

1. 既存の研究成果

Caves and Uekusa (1976、p.112-115) は、日本の下請取引に関する伝統的な分析視点を、次のようにまとめている。親企業はその買手独占力をつかって、下請企業を搾取する。親企業はコストや需要の変動にともなうリスクを下請企業に負担させている。いわば、親企業は下請企業をリスクを回避するためのバッファ (buffers) として利用してきた。こうした視点から、わが国における下請取引とその問題点等を分析した研究成果は多くある。

しかし、こうした伝統的な分析視点は、企業のおかれた社会環境の変化を見過ごしている。Kooij (1990) は産業化社会から情報化社会へと移行するときの日本における下請取引関係の変化を考察している。産業化社会における下請取引は、親企業の単一完成品を大量生産し、規模の経済性を達成するためには有効であった。規模の経済性を達成するために、親企業は下請企業に生産技術や経営ノウハウ、設備等の供給をしてきた。その一方で、下請企業に対して、買手独占力を発揮してきた。しかし、情報化社会における生産は、最終消費者の多様な需要を充たすことであり、生産は多品種少量生産という、いわば多様化の経済性が求められている。この最終消費者の需要動向を知るためには、親企業は下請企業と連携して、その情報を入手する必要がある。また、下請企業がもつマーケティング能力や独自の生産技術などを活用する必要がある。もはや親企業は下請企業に対して、買手独占力を発揮するのではなく、情報ネットワークのメンバーとして連携し合う関係になっている⁽²⁾。

近年では、伝統的な分析視点に代わって、「情報の経済学」や「契約の経済学」など近代経済学で使われる概念をもって、下請取引を分析する方向へと発展してきた (伊藤・松井、1989、1998；伊藤・加賀見、1999)。例えば、下請取引関係をプリンシパル-エージェンシー理論でみると、親企業はプリンシパル、下請企業はエージェンシーである。Kawasaki and McMillan (1987) は日本の下請取引関係をこのプリンシパル-エージェンシー理論を用いて分析していた。主要な分析視点は、親企業と下請企業の間にあるリスク負担を分析することである。彼らの理論・実証分析

結果をみると、伝統的な評価とは違って、親企業は下請企業に代わって、予測不可能な費用の変動にともなうリスクを負担していた。下請取引は親企業から下請企業への一方的なリスクの転嫁システムではなく、両者にとってリスク・シェアリングなシステムであることを解明していた。

こうした分析視点を用いて、わが国の自動車産業における長期取引関係の構造と機能を実証分析したものに、浅沼（1997）がある。浅沼は、親企業を「中核企業」とよび、中核企業は下請企業（供給企業）との間に長期取引関係を結ぶことによって、景気循環的なリスクを吸収したり、下請企業のフレキシブルな生産能力や適応能力を高めることによって、相互に補完関係にあらうとしていることを解明している⁽³⁾。

一部の論文を除いて、こうした研究成果もあまり海外に紹介されていない。以下では、海外の専門雑誌に公表された、わが国の下請取引に関連する研究成果を紹介する。

最初に、注意しなければならないことは、後の2.3節でも考察するが、わが国の企業間における取引は、すべてが縦の取引構造にはなっていないということである。Doi and Cowling（1999）は産業連関表のデータを用いて、わが国における中小企業と大企業の取引関係を検証している。中間財の取引について、興味深いのは中小企業どうしの取引関係や大企業どうしの取引関係が強いことであった。必ずしも中小企業と大企業という伝統的な縦の取引構造にはなっていないのである。

また、中小企業が下請業者になったり、外注者になるときの決定要因を問う必要がある。Kimura（2002）はこの点を解明している。Kimuraは、わが国の機械製造業（一般機械、電器機械、輸送機械、精密機械）における中小企業が下請業者となる確率、外注者になる確率、この両者になる確率、あるいはいずれにもならない確率の決定要因を検証している。とりわけ、下請業者になる確率は、企業規模（従業員数、有形資産）、海外への販売規模、R&D支出などと負の相関関係になっていた。外注者になる確率は、海外への販売規模やR&D支出とともに大きくなっていった。海外企業と提携している中小企業では、積極的に外注をし、自ら下請業者になる確率は小さかった。

Kawai and Urata（2002）は下請取引と開業率との関係から、わが国の下請取引制度の開放性を考察している。わが国の開業率と廃業率との推移をみると、開業率は1960年代中頃から90年代中頃まで一貫して低下してきた。廃業率も低下傾向で推移してきたが、開業率の低下度合い

が大きいために、純開業率は1970年代後半より大幅に減少してきた。Kawai and Urata は、この開業率に与える経済的要因を検証している。従来、この開業率は、産業組織論者によって新規参入行動として分析されてきた。新規参入の決定要因として、プライス・コスト・マージン、市場規模、成長率、集中度、最小最適規模、必要資本額、技術条件、製品差別化などが使われてきた。Kawai and Urata は、これらの決定要因以外に公的金融機関からの開業支援金 (policy loans) と下請取引を加えて、従業員数でみた企業規模別の開業率に与える効果を検証している。開業支援金は潜在的な開業者の資金調達を容易にするため、開業率を高めるように作用することが予想できる。下請取引については、相反する作用のあることが予想できる。下請取引は親企業と下請企業との長期にわたる固定的な取引関係であるため参入障壁として作用することが考えられる。下請取引がこの作用をするのであれば、開業率との間には負の相関関係があることになる。一方、下請企業が親企業の要請（原価の引き下げ、納期、仕様・品質など）を充たせない限り、親企業は下請企業を別の企業に変更できる場合もあるので、下請取引はアウトサイダーにも開かれた制度である。下請取引がこの作用をするのであれば、開業率とは正の相関関係があることになる。

分析結果をみると、開業支援金は開業率に対して、負の作用をしていた。とりわけ、従業員数1～4人の小規模企業にとっては負の作用が大きく、参入障壁として作用していた。一方、下請取引は、開業率に対して、正の作用をしていた。t-値(統計検定量)の大きさから判断する限り、従業員数5～9人、10～19人、1～4人、20～29人の順で効果が大きかった。この分析結果は、わが国の下請取引は新規開業者にとって、必ずしも閉鎖的な制度ではなく、開放的な制度であることを示唆している。

下請取引に関する伝統的な議論によれば、下請取引によって親企業は市場取引よりも取引コストを削減することができるのみならず、買手交渉力を発揮し、部品の購入価格を下げさせることもできる。また、親企業は下請取引を利用して、諸々の生産技術や経営ノウハウを下請企業へ伝授することができる。その結果、下請企業は生産コストを下げることができる。わが国の大企業がもつ国際競争力も下請業者による、こうした生産コストの削減に由来する部分が大い、と言われることがある。したがって、下請取引の割合が高い産業ほど、輸出も増えることが予想できる。Doi (1988) は産業連関表から算出した下請比率と輸出比率との

間には正の相関関係のあることを確認している。そして、輸出の増加の源泉は下請取引にある、と主張している。

また、Doi (1992) は、わが国における下請取引が中小企業の生産性に与える効果を検証した。自己資本が 1000 万円から 1 億円の企業を対象とし、企業数は 86 社、分析対象年は 1984 年である。親企業が下請企業に事業経営上の問題（原価の引き下げ、納期、仕様・品質など）を「しわ寄せ」している限りでは、下請率（下請委託費／出荷額）と生産性（従業員 1 人当たり付加価値額）との間には、負の相関関係のあることが予想できる。しかし、分析結果は、有意ではないが、正の相関関係を得た。これは仮説に反する結果であり、Doi 自身、下請率の指標を修正する必要があることを指摘している。しかし、この正の相関関係は、下請企業が親企業からの要請に応えるべく努力をした結果だとも理解できる。

Doi and Cowling (1998) は、日本とイギリスの製造業における中小企業の雇用者比率と売上高比率の水準やその推移を比較している。日本についての分析結果をみると、2 つの比率とも安定的に推移してきた。この理由として、彼らは下請取引の役割を重視する。「中小企業に関するこの比率が安定しているのは、大企業部門での生産の増加が直接下請中小企業の受注を増やす構造になっているからである。」(p.288) 一方、イギリスについてみると、中小企業は 2 つの比率を高めているが、大企業では減少していた。中小企業の比率が上昇しているのは、大企業の競争力が弱まったことによる、と主張していた。

これまでみてきたように、わが国の下請取引関係は必ずしも伝統的な分析視点によるものとは違った評価ができそうである。親企業と下請企業との関係は、リスク・シェアリングな関係にあり、必ずしも親企業の優位性ばかりを強調するような状況ではない。これは、Kooij (1990) が指摘したように、企業のおかれた社会環境が規模の経済性を追求する産業化社会から、多様化の経済性を追求する情報化社会へと移行し、下請取引ももはや支配・従属関係では分析できなくなってきたからである。情報化社会では、親企業も下請企業も、最終消費者の需要動向をつかむためには、情報ネットワークのメンバーとして互いに連携し合う必要がある。しかし、後に見るように、依然として下請法違反事件は多く発生している。この下請法の運用が下請企業のおかれた立場（「支払い条件」におけるホールドアップ問題）を改善するというその法目的をどの程度達成してきたのかをも問う必要がある。

2. 経済学による下請取引の分析

2.1. 下請法の分析視点

親企業と下請企業との取引関係は取引ごとに、その関係が生成し消滅するようなスポット取引ではなく、いわば長期的な継続取引である。スポット取引と比べたときの長期継続取引のメリット⁽⁴⁾は取引相手が固定化していることによる市場取引コストの削減であるといわれている。例えば、親企業と下請企業との両者にとって、(1)調整費用の削減、(2)長期取引にともなう支払い条件の柔軟性による費用の削減などが考えられる。調整費用の削減とは、例えば部品の受発注において、互いに相手方の技術条件や生産システムについての知識を共有することによって、相手方のニーズにうまく生産費用や取引費用を調整し合えるということである。支払い条件の柔軟性とは、取引が継続しておこなわれている限り、支払いに関する信頼が形成され、取引ごとに支払をしなくても一括しておこなったり、価格の変動をうまく調整し合って価格の安定化や利益の安定化などを実現できることである。

ただし、取引相手が固定化しているが故に、こうしたメリットが発揮されないこともある。下請企業が親企業との継続的な取引関係を維持するためには発注条件（原価の引き下げ、納期、仕様・品質など）を充たすために、他へは転用が利かない特殊な資本設備、人的資源、技術などの投資をせざるを得ない場合がある。このように特定の取引関係を結ぶために必要となる投資は関係特殊投資と呼ばれている。この投資によって自発的な意思決定が取引相手に束縛されることを、ロックイン (lock in) 状況にあるという。また、親企業と下請企業との間では、親企業からの取引停止や発注相手の変更など下請企業にとって不利な条件が多くある。特定の親企業との取引が継続的になるほど、下請企業は親企業を容易に代えられない立場におかれる。つまり、下請企業のスイッチングコスト (switching cost) が大きくなる状況もある。

Williamson (1983) によれば、下請企業によるこの関係特殊投資は親企業との長期的な取引を確保するために下請企業が親企業へ提供した「人質 (hostage)」である、と考えられる。また、下請企業がこうした状況下にあることを知って、親企業は機会主義的に支払い条件を変更し、下請企業に不利益を及ぼすこともできる。親企業がこうした行動を戦略

的にとることはホールドアップ問題(hold-up problem)と呼ばれている。これは親企業と下請企業との間に情報の非対称性があり、そうした問題を事前に排除するような契約内容が完備(不完備契約⁽⁵⁾)されていないことによる。いわばホールドアップ問題は、不完備契約が親企業にとって有利であり、親企業が下請企業に対して、その「優越的地位を濫用⁽⁶⁾する」場合に発生しがちである。

下請企業にとって、特定の親企業との取引が長期的になり、その利益の大部分を当該親企業からの下請金額に依存しているときには、こうしたロックイン状況やホールドアップ問題は顕在化しがちであろう。この限りでは、ロックイン状況もホールドアップ問題もともに下請取引に関する伝統的な評価(搾取、バッファ)と類似している。

ロックイン状況は、特定の下請企業の関係特殊投資によって製造された部品でなければ完成品を得ることができない場合には親企業にも発生する。この場合には親企業が下請企業との長期継続取引のために「人質」を提供していることになる。しかし、一般的に親企業が下請企業を変更するときにかかるスイッチングコストは小さく、ロックイン状況も深刻ではない場合が多いと考えられる。

ただし、取引当事者たちが互いにロックイン状況になったとしても、取引自体が自由な意思決定に基づく契約に沿っておこなわれている限り、この状況は合理性をもっている。しかし、ホールドアップ問題の背景には契約上の不備があると考えられる。この不備や不備が原因で発生する紛争を解決するために、第三者(規制者=法)による事後的な介入は、当事者間での効率性を悪化させる側面もあるが、第三者が問題とするのは社会全体としての効率性である。下請企業が事後的に発生するホールドアップ問題を事前に見込んで関係特殊投資をおこなうときには、その投資規模は社会的にみて最適な水準を下回ってしまうこともある⁽⁷⁾。

法律学の一般的な目的は紛争の事後的処理を考えることである。コースの定理が示すように事後的処理をする際にかかる取引コストを削減し、社会的効率性を高めるためには事前に権利や義務の帰属先を決めておく必要がある。下請法は情報の非対称性に基づく親企業の機会主義的行動を抑制し、当事者間での完備契約の締結を促すことによって下請企業をこのホールドアップ問題から解放する一手段として存在する⁽⁸⁾。下請法は契約内容やその履行が下請企業に不利にならないよう事前に契約

に完備性をもたせ、また親企業の都合により事後的に発生する契約の変更にもなう下請企業の不利益を排除し、効率的な資源配分を実現することをその法目的としている。

ホールドアップ問題を解消する法的規制以外の手段として、しばしば評判のメカニズム (reputation mechanism) を利用することが指摘される。これは、親企業がある下請企業にホールドアップ問題を押しつけるとき、その他の下請企業が当該親企業との取引を中断することによって、親企業にダメージを与えるということである⁽⁹⁾。また、わが国では長期継続取引が高度経済成長期に進展したことより、少なくとも親企業と下請企業の双方にとって、現在の利益よりも将来の利益を重視するような経済環境 (好況期) のときには、この問題も回避されやすい、と言われている。この点は Klein, Crawford and Alchian (1979) による「取引停止によって失われる準レント」という概念で説明できる。準レントとは、既存の継続的な取引相手との取引を継続することから得られる純便益とこの取引を停止して他者との取引をする (スイッチング) ときに得られる純便益との差として定義される。この準レントが大きければ、取引相手を代えることの機会費用は大きくなる。しかし、親企業が多く取引相手 (スポット取引を含む) を有しているときには、このメカニズムも有効には作用しないであろう。むしろ、そうした場合にも親企業との取引を継続化して、低い利益に甘んじる下請企業が多くいる、というのが実情であろう。やはり、法でもって契約の完備性とその遵守を保障することが社会的に効率的であろう。

後にみるように、ロックイン状況は下請企業の親企業への依存度によって測定できる。また、ホールドアップ問題は親企業が下請企業に対して犯す下請法違反の内容やその件数をみることによって測定できる。さらに、不完備契約については、下請法の手続規定違反の内容やその件数をみることによって測定できる。

2.2. 中小企業と大企業の基本的統計 (製造業)

わが国では製造業について従業者数規模でみた中小企業と大企業を次のように定義している。中小企業とは従業者が 300 人未満の企業である。これをさらに細分化して、従業者が 20 人未満を小規模企業、20 人以上 300 人未満を中規模企業と定義している。大企業とは従業者数が 300 人以上からなる企業である。

表1は平成10年時点における中小企業と大企業に関する基本的統計データを比較したものである。会社総数約66万社のうち、中小企業が99.5%を占めている。大企業はわずかに0.5%しかない。中小企業(659,627社:100%)の内訳をみると、小規模企業が587,997社(89%)、中規模企業が71,630社(11%)であり、圧倒的に小規模企業が多数を占めている。

従業者数をみると、約60%のものが中小企業に雇用されている。その内訳(6,615.1千人:100%)をみると、小規模企業が2,748.6千人(42%)、中規模企業が3,866.5千人(58%)を占めている。雇用者構成をみると、大企業と比べて中小企業ではより多くの女性とパート労働者を雇用している。

売上高をみると、大企業が約66%を占め、中小企業は34.1%しかない。中小企業(118.1兆円:100%)の中でも中規模企業(84.6兆円:72%)の売上高は小規模企業(33.4兆円:28%)の約2.5倍となっている。しばしば指摘されることであるが、わが国の産業構造は圧倒的に中小企業の数が多く、その雇用吸収力も高い、しかし、その収益力は大企業よりも劣る、ということが分かる。

取引相手を売上金額でみると、中小企業、大企業ともに製造業者(industrial users)や卸売業者が多い。直接輸出をしたり、小売業者との取引は大企業において多くなっている。

財務状況をみると、中小企業は自己資本比率、流動比率において大企業よりも劣っている。一方、中小企業は大企業の約2倍にあたる固定資産比率を有している。

最後に、営業利益・損失を比べてみる。売上高総利益率では中小企業が大企業を上回るが、販売費比率も上回っているため、結局、売上高営業利益率でみると中小企業は大企業を下回っている。

2.3. ロックイン状況の測定

表2は他企業との取引関係を知るために中小企業と大企業の外注企業数とその割合の推移をみたものである。外注企業数、その割合ともに昭和56年にピークに達し、その後しだいに減少してきた。特に、近年大企業の外注企業割合の減少は著しい。『中小企業白書』(1998年版、pp.90-94)をみても、大企業から中小企業への外注相手(下請企業)の数は大企業の海外生産比率や海外からの部品の調達比率が高まるとともに減

少している。

データは古いが表3から表5は下請構造に関する統計データである。親企業と下請企業との関係は、下請企業が容易には親企業を変更できないことから、ロックイン状況におかれると言われることがある。Lyons and Bailey (1993) は下請企業の親企業への依存度を示す指標として、次の4つを指摘している。(1)親企業との取引量、(2)特定の親企業のための生産量、(3)親企業の要請を充たす関係特殊投資の規模、(4)親企業に注文を撤回される確率。

これらの指標が大きいほど、ロックイン状況にあり、下請企業は親企業が発注相手を変更するときに大きな損失を被る。こうした状況を前提として、親企業は下請企業へその多くの事業経営上の問題を「しわ寄せ」することがある。これは両者の間で関係特殊投資が恒常化し、特に下請企業が受注相手を変更するときのスイッチング・コストが高い場合に発生しがちである。関係特殊投資の形態や規模、返品以外の注文の撤回確率などを測定することは困難であるが⁽¹⁰⁾、表3から表5より、ロックイン状況を推測することはできる。この節ではロックイン指標として、中小企業の大企業への依存度を測定する。依存度として、親企業数、下請割合、総販売額に占める下請金額の割合を用いる。

最初に表3をみると、中小企業全体では約56%の企業が下請けをしている。特に、小規模企業の割合が高い。大企業も約30%の企業が下請けをしている。1企業当たりの親企業数をみると、中小企業では5社、大企業では21社となっていた。販売額でみた下請割合では、中小企業は約79%を占めている。その中でも小規模企業の割合は80%を上回っていた。親企業数別の割合でみると、中小企業は1社ないし2～5社の親企業をもつものが多いが、大企業では10社以上の親企業をもつものが30%もあった。下請金額が総販売額に占める割合をみると、100%以上のものが中小企業では約82%を占め、大企業では約37%を占めていた。中小下請企業は特定の数少ない親企業と取引しており、下請割合や総販売額に占める下請金額をみる限りでは、ロックインされる可能性のあることが分かる。

表3の下欄は製造業についての状況をみたものである。ロックイン状況の発生しがちな業種を、次のように定義する。

定義：親企業数が比較的少なく(製造業平均を下回る)、下請金額の

総販売額に占める割合が比較的高い業種（製造業平均を上回る）。

こうした業種として、繊維工業、衣服・その他繊維、ゴム、なめし革・毛皮、電器機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具などがあげられる。

表4は下請金額が最も高い親企業（1社：1位）への依存度をみたものである。従業者数規模ごとに依存度にも若干の差異はある。1社1位の親企業に100%以上の依存をする割合は中小企業（35%）で高くなっている。特に、小規模企業において顕著（36%）であった。ロックイン状況の発生しそうな依存度90%以上をみると、ここでも先にみた業種が該当していた。

表5は親企業・下請企業を資本金額別に分け、1企業当たりの下請金額をみたものである。一見して分かるように、下請企業は自社よりも資本金額の大きな相手と取引していることである。ロックインされる相手もより資本金額の大きな企業である。そうした業種として、食料品・飲料他、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム、非鉄金属、電器機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具など、先にみた業種よりもバラエティに富んでいる。

この節ではロックイン指標として、親企業数、下請割合、総販売額に占める下請金額の割合を用いた。その結果、ロックインされそうな業種として、電器機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具などがあげられる。

3. 下請法の運用

この節では、今回改正（2003年6月）されるまでの下請法を分析対象とする。一般的に結ばれる「契約」の遵守義務や権利に関わる紛争の是非を第三者が判断するときには、最低限、「契約書面の存在すること」が必要である。契約書面には契約当事者、契約内容、遵守義務や権利などの情報が完備されている。下請法も資本金額を基準として適用対象となる親事業者と下請事業者の範囲⁽¹¹⁾を定めている（2条）。下請法では、親事業者が下請事業者に物品の製造または修理を委託する場合、親事業者に対し下請事業者への発注書面の交付（3条）ならびに下請取引に関する書類の作成およびその保存（5条）を義務付けている。この3条と5条の規定に違反することは手続規定違反と呼ばれ、前節でみた不完備契約の具体的内容である。この規定に違反した場合には3万円以下の罰金

に処することも規定している(10条)。こうすることによって契約の不完備性を是正し、第三者である公取委の違法性判断能力を高めている。

そのうえで、親事業者が下請事業者に対して、①委託した給付の不当な受領拒否(4条1項1号)、②下請代金の支払遅延(同項2号)、③下請代金の減額(同項3号)、④返品(同項4号)、⑤買ったたき(同項5号)、⑥物品等の購入強制(同項6号)、⑦報復措置(同項7号)、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済(同条2項1号)、⑨割引困難な手形の交付(同条2項2号)などの行為をした場合には、公取委はその親事業者に対し、当該行為を止めさせ、下請事業者が被った不利益を原状回復させる措置(事後的介入)をとることができる(『年次報告、2001年版』、p.251参照)。こうした違反行為を実体規定違反と呼ぶ。この違反行為は前節でみたホールドアップ問題の具体的内容である。

この措置として、公取委は親事業者に対して「勧告」(7条)を発したり、事業所への立ち入り検査をすることが認められている。勧告に従わない場合には、事業者名やその違反内容を公表する。これは評判のメカニズムを利用した抑止政策の内容である。公表しても違法状態が改善されないときには、独禁法によって刑事罰が課されることもある⁽¹²⁾。

勧告の内容として、下請代金の支払遅延については公取委規則で定める率(遅延利息は年14.6%)を未払金額に乗じて得た金額を遅延利息として支払うよう勧告できる。また、下請代金の減額についても、その減じた額を支払うよう勧告することができる。

下請法では製造委託と修理委託に係る下請取引を規制対象としてきた(2条1項2項)。建設業の下請取引については建設業法の規定に基づき国土交通大臣、都道府県知事または中小企業庁長官が公取委に対し、独禁法の規定に従い適切な措置を採るよう求めることができることになっている。運輸業は2003年の下請法の改正以降規制対象となった(注1を参照せよ)。

3.1. 下請法違反とその処理

下請取引の性格上、その違反被疑事実について、当事者である下請事業者からの「申告」を期待することはできない。そこで公取委は中小企業庁の協力を得て、主に製造業を営む親事業者とその下請業者を対象として定期的に職権に基づいた書面調査を実施している。また、特定の業種・事業者についても特別調査を実施することによって、違法行為の発

見に努めている（『年次報告』、2001 年版、p.251 参照）。

表 6 の左欄は書面調査の対象親事業者数と事件の発生をその端緒別にみたものである。新規発生事件の端緒は公取委による「職権探知（書面調査）」が大部分を占めている。対象親事業者数に占める新規発生件数とその内訳をみると、近年、減少傾向がみられる。この理由の一つとして、違法行為を事前に防止するために公取委がおこなっている多くの「下請法の普及・啓発等」活動⁽¹³⁾によるものと考えられる。また、親企業の多くが海外に生産拠点を移したり、海外からの部品の調達比率が高くなっているため国内での違法行為が減ったとも考えられる。表 6 の右欄は、公取委によるこうした事件の処理内容をみたものである。多くの事件は「警告」という行政指導的な判断で処理⁽¹⁴⁾されてきた。これは公取委の事前防止活動が有効に働き、それでもなお発生した事件の内容が比較的軽微なものでしかないことを示唆している。

表 7 は違法行為を実体規定違反と手続規定違反とに分けてみたものである。ホールドアップ問題の内容とみなせる実体規定違反で多いのは、いわゆる「支払い条件」に係るものである。「支払い遅延」（4 条 1 項 2 項）、「長期手形の交付」（4 条 2 号 2 項）、「下請代金の減額」（4 条 1 項 3 号）などである。不完備契約の内容とみなせる手続規定違反では、「発注書面の不交付・不備」（3 条）に関するものが多い。また、近年「書類不保存等」（5 条）の違反件数も増加傾向にある。

表 8 は製造業に関する「支払い条件」の現状についてみたものである。下請代金の支払いは「親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において」（2 条の 2）おこなわれなければならない。支払期間（納品締切日から支払日までの月数）の平均は 0.86 カ月（25.8 日＝0.86×30 日）であり、1 カ月以内に支払いがおこなわれている。支払期間が 1 カ月を超え、60 日を超える可能性のある場合の平均は 5.5% である。これらのケースは違反被疑事件として調査の対象となる。下請代金を手形によって支払っている場合、「手形期間⁽¹⁵⁾が 120 日を超えるもの」については、違反被疑事件として調査の対象となる。平成 13 年現在、平均で 11.5% であった。平均では、90～120 日の手形を交付するケースが多い。下請代金が現金で支払われる場合の平均は 53.0% であり、代金の半分は現金で支払われていた。

表 8 には業種別にみたデータも掲載されている。違反被疑事件として

公取委の調査対象となる可能性の高い親企業の属する業種は(月数、120日超でみて)、機械製造業(一般機械器具、電器機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具)である。この業種は表3でみたように、下請企業数が多く、総販売額に占める下請金額も高く、ロックイン状況の発生する可能性の高い業種であった。

表9は4条1項2号違反に対する措置(4条の2)(事後的介入)として、支払遅延利息の支払いを命じた親事業者数等に関するデータである。昭和61年～平成13年において、遅延利息の支払いを勧告された親事業者数の平均は約38社であった。遅延利息の支払いを受けた下請事業者数の平均は約356社である。1親事業者が支払った金額は約170万円から約14万円までの幅があり、平均では82万円であった。同じく、1下請事業者が受け取った金額は約20万円から2万円までの幅があり、平均では約10万円となっていた。

表10は4条1項3号違反に対する措置(7条2項)(事後的介入)として、下請代金の減額分を支払った親事業者数等に関するデータである。対象期間中において、支払いを勧告された親事業者数の平均は約62社であった。返還を受けた下請事業者数の平均は約610社であった。1親事業者が支払った減額分は約852万円から約177万円までの幅があり、平均でみると約445万円となっていた。また、1下請企業が返還を受けた金額は約114万円から約21万円までの幅があり、平均では約50万円であった。

3.2. ロックイン指標と支払い条件との関係

表11は製造業(20業種)について、ロックイン指標(「下請金額でみた親企業への依存度」、「総販売額に占める下請金額」、「親企業数」と「下請代金の支払い条件」とがどの程度相関関係を有しているのかをみるために単相関分析をしたものである。

一見して分かるように、どの変数をみても支払期間(X1)と他の支払い条件(X2、X3)の符号はほぼ逆転している(特に、X1とX2との間には、負の有意な相関関係があった。 -0.8250 ; 0.1% 水準有意)。現金支払割合(X2)と120日超の手形交付(X3)とは、ほぼ同じ符号関係を有していた。

(1) 支払期間（X 1）と他の変数

支払期間は親企業への下請金額の依存度（Y 1～Y 4）が 30～70%（Y 2）において延びており、依存度が 100%（Y 4）を超えると、短くなっていた。総販売額に占める下請金額の割合（Y 5～Y 8）は 70～100%（Y 7）において延びていた。親企業数（Y 9～Y 12）が 1 社（Y 9）のみでは、支払期間は短くなり、親企業数が増えるとともに（Y 10、Y 11）、この期間も延びていた。

(2) 現金支払割合（X 2）と他の変数

現金支払割合は下請金額の依存度が 30～70%（Y 2）において減っていた。依存度が 100%（Y 4）において、現金支払割合は増えていた。下請金額の割合が増えるとともに現金支払割合は減り、70～100%（Y 7）において有意なマイナスの関係が確認できた。親企業数が 1 社（Y 9）のときには現金支払割合は増えている。しかし、親企業数が増えるとともに現金支払割合は減っていた。

(3) 手形期間が 120 日超の手形交付の割合（X 3）と他の変数

下請法では 120 日を超える手形の振り出しは違法行為であると規定している。公取委は親事業者に対して、事情を聴取したうえで、改善指導をしたり、著しく下請業者に不利益を与えている場合には下請法に基づいて適切な措置をとっている。

120 日を超える手形交付の割合は下請金額の依存度が 30%未満（Y 1）において減っていた。有意性はないが、依存度 100%以上（Y 4）では増えていた。下請金額の割合が 30%未満（Y 5）においては減っていた。一方、100%以上（Y 8）においては増えていた。親企業数との間には有意な関係はなかった。

この節では、下請法に関する実体規定違反と手続規定違反とからホールドアップ問題と不完備契約の具体的な内容について確認をした。ホールドアップ問題については、支払い条件のうち「支払い遅延」「長期手形の交付」「下請代金の減額」などが確認できた。不完備契約については、「発注書面の不交付・不備」と「書類不保存等」が確認できた。さらにロッキン指標と支払い条件との相関関係を検証した。支払い条件は各依存度に応じて異なることが分かる。支払期間については、下請金額の依存

度が高いほど、下請企業はより早く支払ってもらっている。ただし、総販売額に占める下請金額の割合が増えたり、親企業数が増えると、支払いは遅れていた。現金支払割合については、下請金額の依存度が高いほど現金での支払い割合も高くなっていた。しかし、下請金額の割合や親企業数が増えるとともに現金で支払ってもらう割合は減っていた。また、120日を超える明らかに違法な手形の交付は、下請企業の下請金額が親企業に依存する度合いが高いときに発生していた。

4. 下請法の運用成果

親企業の有する事業経営上の問題が下請企業へ「しわ寄せ」されるのは円高時や不況期である、と言われている。ここでは、こうした経済変数が親企業の下請企業への「支払い条件」（ホールドアップ問題）に与える効果を検証する。また、日本経済の恒常的な円高傾向により、親企業は海外での現地生産比率⁽¹⁶⁾を高めたり（国内産業の空洞化）、海外からの部品調達比率を増やしている、と言われている。ここでは、これらの経済変数の効果についても検証する。

次に、公取委による下請法の運用がどの程度下請企業のおかれたホールドアップ状況を緩和することになっているのかを検証する。下請法の運用が、直接、下請企業の立場を改善しているのかどうかを評価することは難しい。そこで下請法の運用が親企業の下請企業への支払い条件にどんな影響を与えているのかを検証する。運用が「支払い条件」を緩和しているなら下請企業の立場を改善している、しかし、緩和していないなら下請企業の立場は改善されていない、と評価する。

分析期間はデータの利用可能性を考えて、昭和60年から平成12年までとする。分析手法はOLSないしMLである。時系列分析をすることからすれば、この分析期間は短く、計量分析の有効性にも制約を課すことになる。分析期間や変数の利用可能性などから多重共線性の発生する可能性もある。ここでは、この影響を小さくするために、特に、被説明変数と説明変数との間にある単相関係数の符号と回帰係数の符号とが一致する場合を採用する。なお、分析はあくまでも試論の域を出ない。

次の回帰式を推定する。

$$DEPVi = \alpha_0 + \alpha_i \cdot \Sigma INDEPVi + U_i$$

(1) 被説明変数 (DEPVi)

支払い条件：支払期間 (A 1)、長期手形の発行 (A 2)、現金支払割合 (A 3)。

支払遅延事件率 (B 1) = (支払遅延事件数/下請法違反総事件数) × 100。
長期手形の発行事件率 (B 2) = (長期手形の発行事件数/下請法違反総事件数) × 100。

(2) 説明変数 (INDEPVi)

円/ドル相場 = 対前年増加率 (R)。この指標は円安化を示す。

景気動向：マクロ指標；1人当たり GDP (D 1)、実質 GDP (D 2)。

ミクロ指標；製造業の自己資本経常利益率 (D 3)、業種別の自己資本経常利益率 (D 4)。

海外生産比率 (空洞化率) = [現地法人 (製造業) 売上高/国内法人 (製造業) 売上高] × 100：製造業 (K)、業種別海外生産比率 (K 1)。

下請法の運用指標として、ここでは公取委の審査能力を用いる。審査能力は次のように定義する。

公取委の審査能力：スタッフ数 (L 1)；(取引部スタッフ数/公取委総スタッフ数) × 100、下請法運用予算 (L 2)；(下請代金支払遅延等防止法施行経費/公取委総予算額) × 100。ただし、公取委内での下請課スタッフ数のデータは入手できなかったため、下請課が属する取引部のスタッフ数を代理変数として用いる。

表 12 はこうした変数の基本統計である。

4.1. 製造業における「支払い条件」の決定要因

仮説：親企業の下請企業への「支払い条件」は円高時に悪化し、好況期に改善する。つまり、ホールドアップ問題は円高時に深刻となり、好況期には緩和する。

表 13 は製造業における「支払い条件」の決定要因を分析した結果である⁽¹⁷⁾。円安時 (R) には、支払期間 (A 1) は長くなり、長期手形の発行 (A 2) は抑制され、現金支払割合 (A 3) は高くなっていた。マクロの景気指標である 1人当たり GDP (D1) が高くなると A 2 は抑制さ

れ、A 3は高くなっていた。ミクロの景気指標である自己資本経常利益率（D 3）については、いずれも有意性はないが、支払期間との間にはマイナス、長期手形の発行とはプラス、現金支払割合とはマイナスの相関性のあることが示唆された。

円安時やマクロでみた好況期には長期手形の発行が抑制されたり、現金支払割合が高くなるなど、下請企業への「しわ寄せ」（ホールドアップ問題）を緩和する状況のあることが確認できた。一方、ミクロでみた好況期にはいずれの変数とも有意性はなかった。

海外生産比率（K）にも同じような特徴のあることが確認できる。この比率が高くなると、支払期間は長くなるが、長期手形の発行は抑制され、現金支払割合を高めていた。

表 14 は製造業の中でも下請企業の割合が高く、また分析対象期間中、海外生産比率の高い 4 業種⁽¹⁸⁾ についての分析結果である。統計上、有意性をもつ係数のみをみる。円相場（R）と支払期間との間に明確な関係をもつ業種はなかった。製造業全体の分析結果と同じように、円安時（R）には、電器機械（F 1）において長期手形の発行が減り、一般機械（E 2）において現金での支払いが増えていた。マクロでみた好況期（D 1）には、支払期間は延びる（一般機械）、長期手形の発行は減る（一般機械、電器機械）、現金支払割合は増える（一般機械、精密機械）という傾向がみられた。

一方、ミクロでみた業種別の好況期（D 4）には、長期手形の発行が増たり（一般機械、輸送用機械）、現金支払割合が減る（一般機械）業種も確認できた。

海外生産比率（K 1）については、製造業に関する分析結果と似ており、業種でみると支払期間が延びる（一般機械）、長期手形が減る（一般機械、輸送用機械）、現金支払割合が増える（一般機械）となっていた。

4.2. 「支払い条件」違反事件の抑止効果

ここでは先の説明変数に公取委の審査能力変数を加えて、「支払い条件」に関する違反事件（ホールドアップ問題）を抑止する効果について検証する。

支払い条件違反事件として、支払い遅延事件（B 1）と長期手形の発行事件（B 2）を取り上げる。公取委の審査能力として、取引部のスタッフ数（L 1）と下請代金支払遅延等防止法施行経費（以下、下請法運用

予算：L 2 と呼ぶ）とを追加する。

仮説：違反事件は円高（円安）時に多発（減少）し、好況期には減少する。また、犯罪の初動捜査時において捜査員の数を増やせば、犯罪検挙率が高まるのと同じく、取引部のスタッフ数の増加は違反事件の摘発率を高める。一方、下請法運用費用は下請法違反事件の事前予防策等（法遵守のための強化月間、説明会等の開催など）に支出され、違法行為の予測可能性を高めることを目的としているので、この費用は発生事件数を事前に減らすような効果を発揮する。

表 15 はこうした抑止効果を検証した結果である。取引部のスタッフ数（L 1）は予想どおり、2つの事件（B 1、B 2）の摘発率を高めていた。下請法運用予算（L 2）については2つの事件を抑止する効果があった。円安時（R）にはこれらの事件の発生率は減っていた。

マクロでみた好況期（D 1）には、遅延事件は増える傾向があった。ただし、好況指標を実質 GDP（D 2）にしてみると、明らかに減る傾向がみられた。手形発行事件については、好況期（D 1）には、明らかに減少する傾向がみられた。

ミクロでみた好況期（D 3）には、遅延事件と手形発行事件とはマイナスの相関性のあることが確認できた。ただし、有意性はない。

海外生産比率（K）は遅延事件の摘発を増やし、長期手形の発行事件を抑止するように作用していた。

公取委の審査能力変数を含まない先の製造業に関する分析と比べてみると、審査能力変数を含むことによって支払遅延事件（B 1）の摘発や抑制が促進されるため、マクロでみた好況期（D 2）にも支払期間は短くなる可能性があるようだ。同じく、長期手形の発行事件（B 2）については、審査能力を含むことによって、各経済変数の説明力が高くなっていた。しかし、審査能力を含めてもミクロでみた好況期変数（D 3）の符号はマイナスになるが依然として有意性はなかった。海外生産比率（K）については審査能力を含むことによって、長期手形の発行事件を抑止する効果が顕著に発揮されていた。

この節では、製造業における「支払い条件」の決定要因と公取委による下請法の運用成果について分析した。「支払い条件」の決定要因については、円安時やマクロでみた好況期には長期手形の発行が抑制されたり、

現金支払割合が高くなるなど、下請企業への「しわ寄せ」を緩和する状況のあることが確認できた。海外生産比率にも同じような効果があり、この比率が高くなると長期手形の発行は抑制され、現金支払割合を高めていた。一方、ミクロでみた好況期には、いずれの変数とも有意性はなかった。

下請法の運用成果については、公取委による下請法の運用がどの程度下請企業のおかれた状況を緩和しているのかという視点から分析した。公取委の下請法に関わる運用態勢（スタッフ数と予算）が充実するとき、他の経済変数とともに、支払遅延事件の摘発を増やし、長期手形の発行事件を抑止する効果が大きかった。こうした効果は、特に、マクロの好況期に顕著であった。仮説どおり、好況期には下請企業のおかれた状況も緩和されていた。

海外生産比率も長期手形の発行事件を抑止するように作用していた。これは国内での取引相手数が減ったことを反映したものであろうか。しかし、公取委の審査能力変数を含めても、ミクロの好況指標である利益率が違法事件の抑止に与える効果は明らかではなかった。

おわりに

近年、わが国の下請構造や下請取引に関する分析は、主として「情報の経済学」で使われる分析概念（不完備契約、ロックイン状況とホールドアップ問題）を用いている。本稿は、こうした分析概念を統計数値で表現し、それぞれ公取委による下請法運用の成果を検証するときに利用した。

ロックイン指標として、親企業数、下請割合、総販売額に占める下請金額の割合など親企業への依存度を用いた。その結果、ロックインされそうな業種として、機械製造業（電器機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具）があった。この業種は、下請法の違反被疑事件として公取委の調査対象となる可能性の高い親企業の属する業種でもあった。

ホールドアップ問題の内容とみなせる下請法の実体規定違反で多いのは、いわゆる「支払い条件」に関係するものであった。その内容は、「支払遅延」、「長期手形の交付」、「下請代金の減額」などである。不完備契約の内容とみなせる手続規定違反では、「発注書面の不交付・不備」に関するものが多い。また、近年「書類不保存等」の違反件数も増加傾向にあった。

次に、こうした指標を用いて、次のことを検証した。

1. ロックイン指標とホールドアップ問題の一つである「支払い条件」との相関関係をみると、支払い条件は下請の依存度指標ごとに違っていた。「支払期間」については、下請金額の依存度が高いほど、下請企業はより早く支払ってもらっている。ただし、総販売額に占める下請金額の割合が増えたり、親企業数が増えると、支払いは遅れていた。「現金支払割合」については、下請金額の依存度が高いほど現金での支払い割合も高くなっていた。しかし、「下請金額の割合」や「親企業数」が増えるとともに現金で支払ってもらう割合は減っていた。また、120日を超える明らかに違法な手形の交付は、下請企業の下請金額（利益）が親企業に依存する度合いが高いときに発生していた。

2. 製造業における「支払い条件」（ホールドアップ問題）の決定要因について分析した。「支払い条件」の決定要因については、円安時やマクロでみた好況期には長期手形の発行が抑制され、現金支払割合が高くなるなど、下請企業への「しわ寄せ」を緩和する状況のあることが確認できた。海外生産比率にも同じような効果があり、この比率が高くなると長期手形の発行は抑制され、現金支払割合を高めていた。一方、ミクロでみた好況期にはいずれの変数とも有意性はなかった。

3. 次に、下請法の運用成果として、公取委による下請法の運用がどの程度下請企業のおかれた状況（ホールドアップ問題）を緩和しているのかという視点から検証した。公取委の下請法に関わる運用態勢（スタッフ数と予算）が充実するとき、他の経済変数とともに、長期手形の発行事件を抑止する効果が大きかった。この効果は、特に、マクロの好況期に顕著であった。仮説どおり、好況期には下請企業のおかれた状況も緩和されていた。海外生産比率も長期手形の発行事件を抑止するように作用していた。これは国内での取引相手数が減ったことを反映したものであろうか。しかし、公取委の審査能力変数を含めても、ミクロの好況指標である自己資本経常利益率が違法事件の抑止に与える効果は明らかではなかった。

最後に、今後の調査課題を記す。先行研究をサーベイした際にも指摘したように下請取引システムへの評価は産業社会の変化とともに変わりつつある。親企業のリスク転嫁先としての下請企業という捉え方から両者が共生し合えるような産業社会の状況を分析する必要がある。次に、法運用成果に関わる計量分析はあくまでも試論の域を出ない。親企業と

下請企業が下請取引システムを選好するときのリスク選好度などを指標化し分析する必要もある。

[注]

- (1) 改正内容は次の6点である。1. 対象となる下請取引の追加（情報成果物の作成に係る取引、役務の提供に係る取引、金型の製造に係る取引）、2. 親事業者と下請事業者を画する基準、3. 書面の交付時期に係る規定、4. 親事業者の遵守事項の追加、5. 違法行為に対する措置の強化、6. 罰金の上限額の引き上げ。詳しい内容については、高橋（2003）を参照せよ。
- (2) 『中小企業白書、1989年版、p.107；1991年版、p.99』によれば、「親企業が下請企業を利用する理由」として、親企業が下請企業のもつ特殊な技術を活用するため、という割合や親企業が下請企業をR&Dのパートナーとみなしている割合は高くなっている。親企業は下請企業を「低コスト化の実現のため」だけには活用していない。
- (3) 下請取引は、わが国のみに存在する効率的な取引形態として、諸外国からも注目され、その導入が試みられている。Asanuma（1988）は、アメリカの自動車産業における部品の調達システムが1980年代の中頃より競争的な入札方式（competitive bidding system）から日本的な長期継続取引方式へと変わりつつあることを検証している。Taylor and Wiggins（1997）は、この検証結果を支持するような理論モデルを構築している。Kooij（1990、p.146）は、日本の取引方式がGM（アメリカ）、ルノー（フランス）とBMW（ドイツ）などの自動車会社に導入されていることを紹介している。
- (4) 伊藤・松井（1989）は、下請取引を市場取引とは区別して組織的取引と定義している。そしてこれ以外の長期継続取引のメリットとして、親企業と下請企業との部品の品質改良や新製品の部品の仕様などについて調整し合う連携プレーによる費用の削減があることも指摘している。また、生産活動以外の資金の融通や人的交流による多面的な取引から生じる費用の削減もある、という。
- (5) 契約とは、本来、将来おこりうることを、いま確定する（現在化する）ための技術である。そのため将来起こるであろうことを全て包括するような契約を作成することは不可能である。契約の理想的な形態は短く、かつ当事者間での遵守義務と権利について予測可能性を十分に発揮するものであろう。内容を緻密にすることは、余分な取引コストを発生しがちである。Tullock（1982）はそうした費用として、契約内容を理解するために専門家を雇う競争が発生する可能性を指摘していた。したがって、実際の契約内容は将来起こりうることを確定できず、再交渉の余地を残している。そういう意味でも契約は常に不完備である。Tullock、1982、拙訳、2003、pp.741-742 参照。
- (6) 独禁法の運用上、「優越的地位」とは次のように定義されている。「取引の一方の当事者（甲）が他方の当事者（乙）に対して取引上優越した地位にある場合とは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をき

下請法、ホールドアップ問題と公取委による法運用成果

たすため(ロックイン：増田)、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であり(ホールドアップ：増田)、その判断に当たっては、甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、取引先変更の可能性、取引対象商品の需給関係等を総合的に考慮する。」(山田・大熊・樽崎、1991、p.99)上記文章に挿入したように下請取引は明らかに親企業の下請企業に対する優越的地位が濫用される可能性の高い取引である。下請法の制定(1954年)から、その改正(1956年)、現状までの変遷や優越的地位の濫用と下請法との関係については、若杉(1999、p.106、p.112)が詳しい。

- (7) ただし、ホールドアップ問題は第三者の介入に依らなくても契約当事者間での自律的な調整によって回避できる場合もある。例えば、下請企業が完成品の最終需要を勘案しながら操業率や納品を調整する場合である。繊維産業における織布メーカー(下請企業)の回避方法については、伊藤・加賀見(1999)、pp.402-404を参照せよ。
- (8) 独禁法でいう競争制限的行為や優越的地位の濫用行為などは全てが資源配分を歪めるわけではない。こうした行為も取引当事者たちにとっては情報の不完全性による市場の失敗に対処する一方法であるかもしれない。よって第三者による規制は社会的効率性を歪めることになるかもしれない。この場合、こうした行為を規制することから得られる社会的効率性と規制しないときの効率性とを比較考量する必要がある。
- (9) 大録(1991)はホールドアップ問題を回避する方法として評判のメカニズムを重視している。また、長期継続取引を「情報の経済学」によって分析した、わが国の研究成果を参照しつつ、優越的地位の濫用規制のあり方を再考察している。
- (10) 浅沼(1997：第6章)は親企業(中核企業)のニーズや要請に対して効率的に対応するために下請企業(供給企業)が要求される技能のことを関係的技能と呼んでいる。その内容については、表6-3(p.225)を参照せよ。下請企業は親企業からの品質、納期、原価の削減努力などにおいて高い信頼をえるために、この技能を高める必要がある。この点において高い評定点を獲得した後は持続的に高い評定点を維持するために、さらにロックインされることになる。わが国の取引制度に関する研究手法や分析視点については、藤本(1997、pp.180-184)が詳しくサーベイしている。
- (11) 下請法では「親事業者」と「下請事業者」とを次のように定義している。製造委託ないし修理委託について①資本金が3億円を超える事業者が、資本金3億円以下の事業者とおこなう場合、あるいは②資本金が1千万円以上3億円以下の事業者が、資本金が1千万円以下の事業者とおこなう場合において、前者を「親事業者」、後者を「下請事業者」と定義している(2条3項・4項)。
- (12) 伊藤・加賀見(1998)は、下請法の条文構成は親企業のホールドアップ戦略行動を事後的に制限することによって事前の行動を含めた取引の効率化を促進することになっている、と理解している。こうした条文構成は公取委による「過剰規制を抑制しつつ、取引を促す効果がある」(p.415)という。

- (13) 下請法の普及・啓発等活動には次のようなものがある。毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として、広報活動や講習会を実施している。親事業者や事業者団体に対する下請法遵守の要請、下請法運用協力団体との連携、都道府県との相互協力体制、下請取引改善協力委員の委嘱など。
- (14) 下請法による規制の目的は親企業が下請企業の関係特殊投資につけ込んで機会主義的に利益を獲得しようとする戦略を抑止することである。この視点から若杉(1999、pp.121-125)は警告件数が減少してきたことは規制の有効性を示唆する、と評価している。
- (15) 繊維業については、90日以内である。
- (16) 公取委は急激な円高や親企業の海外生産移転が下請企業に及ぼす影響についてアンケート調査をしてきた(『年次報告』昭和62年・63年、平成7年参照)。わが国の下請制度は高度経済成長期にうまく機能してきたと言われている(伊藤・松井、1989、p.46)。このことは長期継続取引が機能し、発展するためには経済成長が必要であることを示唆している。また、前節でみたホールドアップ問題など親企業の機会主義的行動は将来の利益が大きくなると予想されるときに発生しがちである。わが国の下請法に関する経済問題が不況期に現われるのも当然である。
- (17) 円相場(R)と海外生産比率(K)との間には多重共線性はない。実質GDP(D2)と自己資本経常利益率(D3)との間には多重共線性があるので、実質GDPを変数から除いた。
- (18) 昭和60年から平成12年までの平均値でみた海外生産比率は次のとおりである。一般機械器具：7.9%、電器機械器具：14.3%、輸送機械器具：18.2%、精密機械器具：7.2%、製造業平均：8.0%。出所：『海外事業活動基本調査』通商産業省より算出した。

表 1. 中小企業と大企業との比較（製造業）：平成 10 年

	A：合計	B：中小企業	C：大企業	(%) B/A：
1. 企業数	663183	659627	3556	99.5
2. 雇用者数（千人）	11070.1	6615.1	4455.0	59.8
3. 雇用者構成				B－C：
3.1. 女性	34.6	42.5	22.9	19.6
3.2. パート	12.5	16.3	6.7	9.6
4. 売上高（兆円）	345.9	118.1	227.8	B/A 34.1
5. 取引相手（兆円）	324.1	101.8	222.4	B/A： 31.4
5.1. 製造業者	127.6	45.0	82.6	35.3
5.2. 卸売業者	119.4	42.9	76.5	35.9
5.3. 輸出	38.6	2.0	36.6	5.2
5.4. 小売業者	32.9	9.2	23.7	28.0
5.5. 一般消費者	5.6	2.7	2.9	48.2
6. 財務(株式会社) (%)				B－C：
6.1. 自己資本比率	35.8	24.9	40.3	－15.4
6.2. 固定資産比率	90.2	148.7	75.2	73.5
6.3. 流動比率	129.5	125.5	131.4	－5.9
7. 営業利益・損失 (%)				B－C：
7.1. 売上高総利益率	22.3	24.8	21.0	3.8
7.2. 販売費比率	18.3	20.9	17.0	3.9
7.3. 売上高営業利益率	4.0	3.9	4.0	－0.1

出所：The METI データベースより。

表 2. 製造業における外注企業数と外注企業割合の推移

調査年次	外 注 企業数	外注企業		外注企業 割合 (%)	外注企業	
		中小企業	大企業		中小企業	大企業
昭和46年	182707	180220	2487	30.0	29.8	82.2
51	201260	198584	2676	32.5	32.3	84.2
56	264363	261726	2637	37.0	36.8	81.6
62	228680	225860	2820	33.7	33.4	82.0
平成10年	229621	226936	2685	34.6	34.4	75.5

出所：The METI データベースより。

表3. 下請をしている企業の親企業数、下請金額の総販売額に対する割合：昭和62年

企業数	下請をしている企業数 (%)	下請をしている 1企業当たり親企業数 (社)	下請をしている企業 総販売額に占める1企業当たり 下請割合 (%)	親企業数別割合				下請金額の総販売額に対する割合			
				1社 (%)	2～5 (%)	6～9 (%)	10社 以上 (%)	30% 未満 (%)	30～ 70 (%)	70～ 100 (%)	100% 以上 (%)
製造業平均	679662	5	74.3	40.0	41.8	7.4	10.8	4.5	7.0	7.2	81.3
従業員 1～19人	597024	4	83.8	40.9	42.5	7.2	9.4	3.8	6.5	6.2	83.5
20～299	79199	9	76.2	31.5	35.6	9.8	23.1	10.0	11.3	15.7	63.0
1～299	676223	5	78.5	40.0	41.8	7.4	10.8	4.4	7.0	7.1	81.5
300人以上	3439	21	66.3	41.4	23.1	5.5	30.0	16.2	14.2	33.1	36.5
食料品・飲料他	75272	3	54.2	63.4	25.3	5.0	6.3	18.1	16.0	10.5	55.4
繊維工業	82593	3	72.5	58.4	33.8	3.6	4.2	2.0	2.2	1.8	94.0
衣服・その他繊維	46452	3	87.6	53.3	37.2	4.4	5.1	2.1	2.8	1.8	93.3
木材・木製品	33171	5	73.3	42.9	42.2	4.1	10.8	6.5	13.6	8.9	71.0
家具・装備品	40993	5	74.4	29.5	44.9	10.3	15.3	3.7	12.2	11.0	73.1
パルプ・紙・紙加工	14573	7	59.2	40.1	32.8	7.6	19.5	11.9	11.1	7.4	69.6
出版・印刷	43890	9	62.3	19.4	37.8	12.6	30.2	15.2	13.8	9.2	61.8
化学	4990	5	52.1	49.7	32.6	6.0	11.7	23.9	11.2	15.8	49.1
石油・石炭	770	6	74.0	40.8	39.4	7.0	12.8	25.3	11.0	20.4	43.3
プラスチック	24433	5	73.6	35.5	46.1	7.5	10.9	3.9	8.6	10.5	77.0
ゴム	8033	4	68.7	49.9	38.0	4.8	7.3	3.2	6.0	6.6	84.2
なめし革・毛皮	12315	3	83.5	65.7	29.0	2.0	3.3	1.4	2.1	2.7	93.8
窯業・土石	28510	4	66.6	44.2	42.4	5.9	7.5	7.6	9.7	4.0	78.7
鉄鋼	7442	9	49.4	30.1	38.1	8.2	23.6	8.6	15.2	12.3	63.9
非鉄金属	5178	7	67.3	31.5	37.9	11.9	18.7	6.6	7.8	11.4	74.2
金属	81245	7	76.9	27.1	46.4	10.2	16.3	3.8	9.6	10.2	76.4
一般機械器具	66642	5	69.5	27.2	50.9	10.0	11.9	3.9	7.1	10.2	78.8
電気機械器具	36096	4	86.4	38.2	45.6	8.1	8.1	3.1	4.8	9.3	82.8
輸送用機械器具	19132	5	78.7	33.6	48.4	8.0	10.0	2.8	4.8	9.6	82.8
精密機械器具	10609	4	75.6	38.0	46.1	7.6	8.3	3.0	5.4	7.9	83.7
その他の製品	37323	4	74.4	43.8	40.2	7.0	9.0	6.2	9.9	5.0	79.9

出所：第7回工業実態基本調査報告書

表 4 . 下請金額の親企業への依存度：昭和 62 年

	親企業への下請依存度：1 社（1 位の企業）					
	30%未満	30	50	70	90	100%
	(%)	～50 (%)	～70 (%)	～90 (%)	～100 (%)	以上 (%)
製造業平均	12.1	16.7	18.8	12.5	5.0	34.9
従業員 1～19人	10.8	16.5	19.1	12.4	4.8	36.4
20～299	23.6	18.9	16.3	12.6	7.0	21.6
1～299	12.0	16.7	18.8	12.5	5.0	35.0
300人以上	28.5	14.0	14.5	10.6	3.1	19.3
食料品・飲料他	25.8	11.4	13.1	8.6	3.5	37.6
繊維工業	4.8	9.9	16.6	10.0	2.7	56.0
衣服・その他繊維	6.0	11.0	15.8	11.9	4.2	51.1
木材・木製品	16.8	17.8	15.0	11.9	5.7	32.8
家具・装備品	16.4	24.5	20.7	10.3	4.2	23.9
パルプ・紙・紙加工	21.2	20.8	16.6	9.0	4.0	28.4
出版・印刷	36.1	24.8	18.0	7.1	3.2	10.8
化学	30.0	14.1	10.9	9.7	9.5	25.8
石油・石炭	33.3	19.7	13.2	1.7	7.4	24.7
プラスチック	11.7	19.0	20.8	12.0	6.2	30.3
ゴム	8.7	13.7	17.0	10.7	4.3	45.6
なめし革・毛皮	4.5	7.5	12.2	10.1	2.6	63.1
窯業・土石	14.6	16.1	16.6	10.5	5.6	36.6
鉄鋼	23.9	24.1	17.4	10.4	4.5	19.7
非鉄金属	17.5	22.3	17.2	13.3	5.5	24.2
金属	16.1	22.2	20.5	13.2	5.5	22.5
一般機械器具	11.3	20.9	23.2	16.3	6.6	21.7
電気機械器具	7.5	13.8	20.7	16.4	8.1	33.5
輸送用機械器具	7.6	15.8	21.4	17.0	8.3	29.9
精密機械器具	7.1	17.2	21.2	14.4	7.0	33.1
その他の製品	14.3	14.7	16.1	12.7	3.5	38.7

注. 下請依存度とは、例えば、30%未満で説明すると、
 (「1 位の企業への下請依存度」が 30%未満の企業数)/(「下請をしている」企業数)×100 である。

出所：第 7 回工業実態基本調査報告書

表 5. 親企業・下請企業の資本金別、1 企業当たりの下請金額：昭和 62 年

	1 企 業 当 た り の 下 請 金 額			
	自企業が個人、資本金1,000万円未満		自企業の資本金1,000万円～1億円未満	
	親企業の資本金 1,000万円 ～1億円 (万円)	1億円以上 (万円)	親企業の資本金 1,000万円 ～1億円 (万円)	1億円以上 (万円)
製造業平均	1773	3292	21780	73169
従業員 1～19人	1469	2369	8907	11052
20～299	11333	13012	30557	74386
1～299	1773	3291	20934	58782
300人以上	6218	26256	149160	652110
食料品・飲料他	2566	9482	24482	90070
繊維工業	1053	1905	22167	44722
衣服・その他繊維	1871	4283	26480	44459
木材・木製品	1564	2895	15335	46163
家具・装備品	1887	3377	21818	56018
パルプ・紙・紙加工	1797	2872	20072	52770
出版・印刷	1950	2231	22145	55202
化学	4408	6227	25305	77811
石油・石炭	1595	2637	23310	107827
プラスチック	2796	4340	27755	79236
ゴム	2354	4012	34760	90077
なめし革・毛皮	956	2186	25869	70501
窯業・土石	1465	3371	15008	53403
鉄鋼	2930	4316	26951	72239
非鉄金属	2567	4203	28285	71180
金属	2057	3259	19764	44347
一般機械器具	1864	2712	15525	48098
電気機械器具	2596	4115	27594	115417
輸送用機械器具	2006	4043	23727	129756
精密機械器具	1650	3686	19729	84008
その他の製品	1203	2620	14231	42081
				293409

出所：第 7 回工業実態基本調査報告書

(社、%)

表 6 . 違反事件新規発生件数とその処理件数

	A：対象親 事業者数	B：新規発生件数					処 理 件 数							
		B/A (%)	C：うち 書面調査	C/A (%)	D：うち 申告	D/A (%)	うち中小企業庁長 官からの措置請求	勧告	E： 警告等	E/A (%)	F：不問	F/A (%)	G：合計	G/A (%)
昭和31年	304	81 26.6	61	20.1	20	6.6	0	0	19	6.3	46	15.1	65	21.4
32	723	151 20.9	130	18.0	21	2.9	0	13	73	10.1	37	5.1	123	17.0
33	769	182 23.7	161	20.9	21	2.7	0	5	110	14.3	39	5.1	154	20.0
34	986	100 10.1	97	9.8	3	0.3	0	7	82	8.3	37	3.8	126	12.8
35	1214	110 9.1	105	8.6	5	0.4	0	0	38	3.1	20	1.6	58	4.8
36	1514	166 11.0	156	10.3	10	0.7	0	0	62	4.1	33	2.2	95	6.3
37	1803	294 16.3	261	14.5	33	1.8	0	12	149	8.3	35	1.9	196	10.9
38	1800	236 13.1	219	12.2	17	0.9	0	22	182	10.1	55	3.1	259	14.4
39	2004	249 12.4	218	10.9	17	0.8	14	14	180	9.0	104	5.2	298	14.9
40	2554	471 18.4	417	16.3	23	0.9	31	15	193	7.6	93	3.6	301	11.8
41	2631	575 21.9	541	20.6	15	0.6	19	14	299	11.4	111	4.2	424	16.1
42	5512	691 12.5	669	12.1	12	0.2	10	5	459	8.3	97	1.8	561	10.2
43	6030	421 7.0	414	6.9	7	0.1	0	9	416	6.9	171	2.8	596	9.9
44	6684	531 7.9	525	7.9	6	0.1	0	26	447	6.7	231	3.5	704	10.5
45	7214	437 6.1	430	6.0	5	0.1	2	52	354	4.9	80	1.1	486	6.7
46	8451	623 7.4	609	7.2	9	0.1	5	56	432	5.1	56	0.7	544	6.4
47	8751	692 7.9	690	7.9	2	0	0	41	485	5.5	99	1.1	625	7.1
48	10039	709 7.1	707	7.0	2	0	0	17	569	5.7	130	1.3	716	7.1
49	10045	749 7.5	739	7.4	5	0	5	4	542	5.4	296	2.9	842	8.4
50	12007	1057 8.8	1029	8.6	10	0.1	18	6	686	5.7	269	2.2	961	8.0
51	12171	1253 10.3	1220	10.0	15	0.1	18	12	906	7.4	255	2.1	1173	9.6
52	12315	1488 12.1	1391	11.3	38	0.3	59	15	1097	8.9	191	1.6	1303	10.6
53	10973	1165 10.6	1050	9.6	35	0.3	80	7	916	8.3	406	3.7	1329	12.1
54	12007	1267 10.6	1242	10.3	16	0.1	9	2	746	6.2	146	1.2	894	7.4
55	13490	1181 8.8	1126	8.3	20	0.1	35	0	921	6.8	436	3.2	1357	10.1
56	13668	1175 8.6	1158	8.5	9	0.1	8	1	932	6.8	252	1.8	1185	8.7
57	16026	1354 8.4	1331	8.3	19	0.1	4	4	1014	6.3	271	1.7	1289	8.0
58	16346	1441 8.8	1413	8.6	15	0.1	13	0	1119	6.8	317	1.9	1436	8.8
59	15959	1482 9.3	1458	9.1	24	0.2	0	0	1224	7.7	693	4.3	1917	12.0
60	16095	3039 18.9	3008	18.7	—	—	—	—	2243	13.9	—	—	—	—

	A：対象親 事業者数	B：新規発生件数					処 理 件 数							
		B/A (%)	C：うち 書面調査	C/A (%)	D：うち 申告	D/A (%)	うち中小企業庁長 官からの措置請求	勧告	E： 警告等	E/A (%)	F：不問	F/A (%)	G：合計	G/A (%)
60	9574	1601 16.7	1570	16.4	31	0.3	0	0	1512	15.8	159	1.7	1671	17.5
61	9559	1477 15.5	1426	14.9	51	0.5	0	0	1242	13.0	155	1.6	1397	14.6
62	10121	1550 15.3	1498	14.8	52	0.5	0	0	1273	12.6	197	1.9	1470	14.5
63	13854	2173 15.7	2112	15.2	61	0.4	0	0	1474	10.6	85	0.6	1559	11.3
平成1年	13537	1957 14.5	1928	14.2	29	0.2	0	0	2419	17.9	160	1.2	2579	19.1
	12889	2025 15.7	2001	15.5	23	0.2	1	1	2186	17.0	127	1.0	2314	18.0
	12680	1549 12.2	1534	12.1	15	0.1	0	0	1492	11.8	101	0.8	1593	12.6
	14234	2209 15.5	2191	15.4	18	0.1	0	0	1933	13.6	132	0.9	2065	14.5
	13781	2882 20.9	2844	20.6	38	0.3	0	0	2428	17.6	279	2.0	2707	19.6
	13235	1611 12.2	1590	12.0	21	0.2	0	1	1632	12.3	186	1.4	1819	13.7
	13261	1571 11.8	1548	11.7	23	0.2	0	0	1544	11.6	148	1.1	1692	12.8
	13857	1526 11.0	1516	10.9	10	0.1	0	2	1439	10.4	106	0.8	1547	11.2
	13648	1344 9.8	1330	9.7	13	0.1	1	3	1348	9.9	60	0.4	1411	10.3
	13869	1351 9.7	1329	9.6	22	0.2	0	1	1271	9.2	69	0.5	1341	9.7
	14453	1161 8.0	1135	7.9	26	0.2	0	3	1101	7.6	66	0.5	1170	8.1
	15964	1206 7.6	1153	7.2	52	0.3	1	6	1134	7.1	50	0.3	1190	7.5
	16417	1367 8.3	1308	8.0	59	0.4	0	3	1311	8.0	44	0.3	1358	8.3

注。昭和31-昭和60年は事業所ごとの件数、昭和60年以降は企業ごとの件数である。

昭和60年の上段の数値は、事業所の件数である。

出所：『公正取引委員会年次報告』各年度版より。

表 7. 下請法違反行為類型別件数

表 7 . 下請法違反行為類型別件数																(%)
	対象親 事業所 数	実 体 規 定 違 反										手 続 規 定 違 反				合計
		4条 第1項: 第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	4条 第2項: 第1号	第2号	小計	第3条	第5条	第9条	小計	
昭和49年	10045	— (—)	243 (2.42)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	38 (0.38)	235 (2.34)	534 (5.32)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	933 (9.29)
50	12007	— (—)	283 (2.36)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	35 (0.29)	438 (3.65)	763 (6.35)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1109 (9.24)
51	12171	— (—)	358 (2.94)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	19 (0.16)	465 (3.82)	847 (6.96)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1716 (14.10)
52	12315	— (—)	386 (3.13)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	24 (0.19)	445 (3.61)	883 (7.17)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2162 (17.56)
53	10973	— (—)	251 (2.29)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	56 (0.51)	287 (2.62)	619 (5.64)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1495 (13.62)
54	12007	— (—)	172 (1.43)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	16 (0.13)	240 (2.00)	442 (3.68)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1060 (8.83)
55	13490	— (—)	217 (1.61)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	40 (0.30)	359 (2.66)	634 (4.70)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1320 (9.79)
56	13668	0 (—)	189 (1.38)	73 (0.53)	2 (0.01)	2 (0)	0 (—)	0 (—)	38 (0.28)	297 (2.17)	601 (4.40)	655 (4.79)	55 (0.40)	20 (0.15)	730 (5.34)	1331 (9.74)
57	16026	1 (0.01)	196 (1.22)	55 (0.34)	2 (0.01)	1 (0)	4 (0.02)	0 (—)	96 (0.60)	306 (1.91)	661 (4.12)	702 (4.38)	87 (0.54)	11 (0.07)	800 (4.99)	1461 (9.12)
58	16346	1 (0.01)	212 (1.30)	116 (0.71)	3 (0.02)	2 (0)	3 (0.02)	0 (—)	77 (0.47)	302 (1.85)	716 (4.38)	814 (4.98)	135 (0.83)	2 (0.01)	951 (5.82)	1667 (10.20)
59	15959	13 (0.08)	233 (1.46)	201 (1.26)	36 (0.23)	2 (0)	24 (0.15)	0 (—)	74 (0.46)	355 (2.22)	938 (5.88)	667 (4.18)	114 (0.71)	6 (0.04)	787 (4.93)	1725 (10.81)
60	16095	23 (0.14)	321 (1.99)	277 (1.72)	12 (0.07)	29 (0.02)	55 (0.34)	0 (—)	20 (0.12)	681 (4.23)	1418 (8.81)	1381 (8.58)	12 (0.07)	2 (0.01)	1395 (8.67)	2813 (17.48)
60	9574	13 (0.14)	230 (2.40)	188 (1.96)	8 (0.08)	20 (0.02)	36 (0.38)	0 (—)	13 (0.14)	553 (5.78)	1061 (11.08)	879 (9.18)	10 (0.10)	1 (0.01)	890 (9.30)	1951 (20.38)

	実 体 規 定 違 反										手 続 規 定 違 反					
	対象親 事業所 数	4条 第1項: 第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	4条 第2項: 第1号		第2号	小計	第3条	第5条	第9条	小計
昭和61年	9559	28 (0.29)	163 (1.71)	157 (1.64)	19 (0.20)	51 (0.05)	51 (0.53)	0 (-)	25 (0.26)	352 (3.68)	846 (8.85)	719 (7.52)	45 (0.47)	1 (0.01)	765 (8.00)	1611 (16.85)
62	10121	34 (0.34)	160 (1.58)	198 (1.96)	20 (0.20)	121 (0.12)	47 (0.46)	1 (0.01)	15 (0.15)	311 (3.07)	907 (8.96)	759 (7.50)	71 (0.70)	1 (0.01)	831 (8.21)	1738 (17.17)
63	13854	33 (0.24)	200 (1.44)	160 (1.15)	26 (0.19)	93 (0.07)	33 (0.24)	0 (-)	37 (0.27)	424 (3.06)	1006 (7.26)	1008 (7.28)	66 (0.48)	3 (0.02)	1077 (7.77)	2083 (15.04)
平成1年	13537	20 (0.15)	469 (3.46)	153 (1.13)	17 (0.13)	36 (0.03)	44 (0.33)	1 (0.01)	55 (0.41)	778 (5.75)	1573 (11.62)	1762 (13.02)	88 (0.65)	0 (-)	1850 (13.67)	3423 (25.29)
2	12889	12 (0.09)	393 (3.05)	130 (1.01)	21 (0.16)	32 (0.02)	39 (0.30)	1 (0.01)	92 (0.71)	617 (4.79)	1337 (10.37)	1550 (12.03)	88 (0.68)	0 (-)	1638 (12.71)	2975 (23.08)
3	12680	10 (0.08)	236 (1.86)	67 (0.53)	11 (0.09)	42 (0.03)	27 (0.21)	0 (-)	60 (0.47)	375 (2.96)	828 (6.53)	1063 (8.38)	87 (0.69)	0 (-)	1150 (9.07)	1978 (15.60)
4	14234	14 (0.10)	310 (2.18)	89 (0.63)	11 (0.08)	57 (0.04)	50 (0.35)	0 (-)	86 (0.60)	417 (2.93)	1034 (7.26)	1425 (10.01)	132 (0.93)	0 (-)	1557 (10.94)	2591 (18.20)
5	13781	74 (0.54)	363 (2.63)	165 (1.20)	23 (0.17)	97 (0.07)	99 (0.72)	0 (-)	85 (0.62)	412 (2.99)	1318 (9.56)	1912 (13.87)	172 (1.25)	0 (-)	2084 (15.12)	3402 (24.69)
6	13235	54 (0.41)	270 (2.04)	177 (1.34)	20 (0.15)	98 (0.07)	60 (0.45)	0 (-)	61 (0.46)	284 (2.15)	1024 (7.74)	1189 (8.98)	119 (0.90)	0 (-)	1308 (9.88)	2332 (17.62)
7	13261	59 (0.44)	227 (1.71)	165 (1.24)	20 (0.15)	95 (0.07)	66 (0.50)	0 (-)	40 (0.30)	254 (1.92)	926 (6.98)	1142 (8.61)	129 (0.97)	0 (-)	1271 (9.58)	2197 (16.57)
8	13857	86 (0.62)	226 (1.63)	123 (0.89)	32 (0.23)	65 (0.05)	64 (0.46)	0 (-)	40 (0.29)	235 (1.70)	871 (6.29)	1090 (7.87)	112 (0.81)	0 (-)	1202 (8.67)	2073 (14.96)
9	13648	60 (0.44)	269 (1.97)	121 (0.89)	22 (0.16)	48 (0.04)	74 (0.54)	0 (-)	58 (0.42)	205 (1.50)	857 (6.28)	1064 (7.80)	135 (0.99)	0 (-)	1199 (8.79)	2056 (15.06)
10	13869	42 (0.30)	226 (1.63)	97 (0.70)	23 (0.17)	31 (0.02)	28 (0.20)	0 (-)	34 (0.25)	218 (1.57)	699 (5.04)	1039 (7.49)	102 (0.74)	0 (-)	1141 (8.23)	1840 (13.27)

	実 体 規 定 違 反					手 続 規 定 違 反										
	対象親 事業所 数	4条 第1項: 第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	4条 第2項: 第1号	第2号	小計	第3条	第5条	第9条	小計	合計
平成11年	14453	21 (0.15)	234 (1.62)	132 (0.91)	29 (0.20)	27 (0.02)	20 (0.14)	0 (-)	36 (0.25)	191 (1.32)	690 (4.77)	826 (5.72)	134 (0.93)	0 (-)	960 (6.64)	1650 (11.42)
12	15964	27 (0.17)	230 (1.44)	135 (0.85)	11 (0.07)	43 (0.03)	49 (0.31)	0 (-)	45 (0.28)	203 (1.27)	743 (4.65)	843 (5.28)	121 (0.76)	0 (-)	964 (6.04)	1707 (10.69)
13	16417	25 (0.15)	335 (2.04)	168 (1.02)	23 (0.14)	36 (0.02)	106 (0.65)	0 (-)	36 (0.22)	225 (1.37)	954 (5.81)	1067 (6.50)	167 (1.02)	0 (-)	1234 (7.52)	2188 (13.33)

注.

第4条：第1項第1号；受領拒否／第1項第2号；支払遅延／第1項第3号；下請代金の減額／第1項第4号；返品／第1項第5号；買いたたき／第1項第6号；購入強制／第1項第7号；報復措置／第2項第1号；有償支給原材料等の対価の早期決済／第2項第2号；長期手形の交付
第3条：発注書面不交付・不備
第5条：書類不保存等
第9条：虚偽報告等

()は対象親事業所数に占める割合である。
昭和31年-昭和60年は事業所ごとの件数、昭和60年以降は企業ごとの件数である。
昭和60年の上段の数値は、事業所の件数である。
1事件に対して2以上の条文を適用した場合があるので、合計欄の数値は表6の処理件数とは一致しない。
出所：『公正取引委員会年次報告』各年度版より。

表 8. 業種別の支払い条件 (平均支払期間、手形期間と現金支払割合) : 平成 13 年

	平均支払期間		手形期間			現金 支払 割合
	月数	うち平均支払期間が1 カ月を上回 る割合(%)	90日 以下 (%)	90 ~120 (%)	120日 以上 (%)	
製造業平均	0.86	5.5	24.5	64.0	11.5	53.0
食料品・飲料他	0.82	3.9	77.9	21.5	0.7	78.0
繊維工業	0.63	1.8	62.7	33.5	3.7	59.8
衣服・その他繊維	0.63	2.9	49.2	33.9	16.9	91.5
木材・木製品	0.75	—	14.9	66.0	19.1	36.6
家具・装備品	0.78	3.3	14.0	76.7	9.3	37.6
パルプ・紙・紙加工	0.79	2.2	25.9	70.1	4.1	78.2
出版・印刷	0.79	9.5	35.0	56.8	8.2	57.1
化学	0.84	3.5	23.2	71.0	5.8	27.8
石油・石炭	0.95	8.3	28.6	71.4	—	92.3
ゴム	0.84	1.2	12.5	78.1	9.4	34.1
なめし革・毛皮	0.59	—	44.4	38.9	16.7	52.6
窯業・土石	0.85	3.8	17.2	71.6	11.2	48.2
鉄鋼	0.85	1.6	13.1	75.2	11.7	31.2
非鉄金属	0.91	7.8	7.0	80.2	12.8	45.4
金属	0.91	4.9	10.1	73.2	16.7	47.1
一般機械器具	0.91	8.3	6.8	74.4	18.7	39.3
電気機械器具	0.92	5.0	15.0	73.8	11.1	67.6
輸送用機械器具	0.95	2.2	16.0	71.8	12.2	44.6
精密機械器具	0.88	4.4	12.5	76.1	11.4	49.7
その他の製品	0.90	10.8	43.9	47.1	9.0	41.6

注. 数値は、親事業者の事業所ごとにみた平均値である。

出所：『公正取引委員会年次報告』各年度版より。

表 9 . 下請代金の支払遅延事件の遅延利息の支払状況

(社、万円)

	A：支払を行った 親事業者数	B：支払を受けた 下請事業者数	C：支払総額	C/A	C/B
昭和61年	37	215	2489	67.3	11.6
62	33	134	453	13.7	3.4
63	33	145	1976	59.9	13.6
平成1年	57	260	3441	60.4	13.2
2	49	400	3849	78.6	9.6
3	29	151	2297	79.2	15.2
4	58	621	3801	65.5	6.1
5	58	243	3855	66.5	15.9
6	38	406	6486	170.7	16.0
7	31	593	3471	112.0	5.9
8	24	154	3049	127.0	19.8
9	44	334	4640	105.5	13.9
10	36	575	2785	77.4	4.8
11	33	732	1314	39.8	1.8
12	27	551	1837	68.0	3.3
13	19	182	2303	121.2	12.7
平均	37.9	356	3002.9	82.0	10.4
標準偏差	12.1	201.2	1423.0	37.6	75.5

注. 4条1項2号に関する措置である。

昭和60年以前のデータは公表されていない。

出所：『公正取引委員会年次報告』より。

表 10. 下請代金の減額事件の減額分の返還状況 (社、万円)

	A：返還を行った 親事業者数	B：返還を受けた 下請事業者数	C：返還総額	C/A	C/B
昭和60年	111	1791	58561	527.6	32.7
61	106	1185	58493	551.8	49.4
62	116	1077	22602	194.8	21.0
63	86	681	27553	320.4	40.5
平成1年	45	465	12823	285.0	27.6
2	47	538	26644	566.9	49.5
3	25	90	4503	180.1	50.0
4	43	269	13136	305.5	48.8
5	65	539	21238	326.7	39.4
6	73	548	51056	699.4	93.2
7	70	371	12410	177.3	33.5
8	42	306	14976	356.6	48.9
9	36	337	27403	761.2	81.3
10	38	283	32398	852.6	114.5
11	39	430	15614	400.4	36.3
12	58	974	36818	634.8	37.8
13	47	492	20066	426.9	40.8
平均	61.6	610.4	26840.8	445.2	49.7
標準偏差	28.2	424.3	16161.9	207.5	24.4

注. 4条1項3号違反に関する措置である。

出所：『公正取引委員会年次報告』より。

表 11. 相関関係：親企業への依存度、下請金額、親企業数と支払条件：昭和 62 年
(製造業 20 業種)

	X 1	X 2	X 3
Y 1	0.3252	-0.1145	-0.4948 ^a
Y 2	0.629 ^b	-0.575 ^b	-0.0155
Y 3	0.3879	-0.4235	-0.1392
Y 4	-0.7289 ^c	0.5554 ^a	0.3255
Y 5	0.2692	-0.0422	-0.5576 ^a
Y 6	0.2817	-0.0919	-0.3188
Y 7	0.6793 ^c	-0.4656 ^a	-0.3630
Y 8	-0.4431	0.1997	0.5010 ^a
Y 9	-0.6651 ^b	0.5867 ^b	0.0584
Y 10	0.5788 ^b	-0.5833 ^b	0.2410
Y 11	0.6487 ^b	-0.5573 ^a	-0.2017
Y 12	0.3915	-0.2814	-0.2560

注. a ; 5 %、b ; 1 %、c ; 0.1 %水準有意。両側検定。

親企業による下請代金の支払条件

X 1 : 平均支払期間

X 2 : 現金支払割合

X 3 : 手形期間が 120 日超の手形交付の割合

親企業（1 社；1 位の企業）への下請金額の依存度

Y 1 : 30 %未満

Y 2 : 30 ~ 70 %

Y 3 : 70 ~ 100 %

Y 4 : 100 %以上

総販売額に占める下請金額の割合

Y 5 : 30 %未満

Y 6 : 30 ~ 70 %

Y 7 : 70 ~ 100 %

Y 8 : 100 %以上

親企業数

Y 9 : 1 社

Y 10 : 2 ~ 5 社

Y 11 : 6 ~ 9 社

Y 12 : 10 社以上

出所：データは第 7 回工業実態基本調査報告書と『公正取引委員会年次報告』より算出した。

表 12. 基本統計：昭和 60 年－平成 12 年

	平均	標準偏差	最大値	最小値
1. 円／ドル(前年増加率、%)	－3.5	11.794	15.79	29.41
2. GDP／1人(千円)	3641.90	501.904	4140.00	2696.00
3. 実質GDP(前年比、%)	2.7	2.113	6.5	－1.1
4. 自己資本経常利益率(製造業)	12.2	4.572	20.1	6.4
業種別				
一般機械	10.5	5.654	19.6	3.4
電器機械	10.8	5.029	19.5	3.9
輸送機械	11.7	4.628	22.0	5.1
精密機械	11.6	4.088	17.3	3.4
5. 海外生産比率(製造業)	8.0	3.669	13.4	3.0
業種別				
一般機械	7.9	3.777	14.3	3.4
電器機械	14.3	5.220	21.9	7.4
輸送機械	18.2	8.933	31.1	4.8
精密機械	7.2	3.513	13.9	2.8
6. 支払条件(製造業)				
支払期間	0.8	0.028	0.9	0.8
長期手形(120日超)発行	16.8	4.436	25.9	10.1
現金支払割合	59.4	2.825	67.0	53.0
支払条件(業種別)				
支払期間 一般機械	0.9	0.022	0.9	0.9
電器機械	0.9	0.032	1	0.8
輸送機械	0.9	0.026	1	0.9
精密機械	0.9	0.045	1	0.8
長期手形(120日超)発行				
一般機械	24.6	5.860	38.4	17.3
電器機械	16.3	5.682	27.3	9.5
輸送機械	14.8	5.750	26.0	6.4
精密機械	19.2	8.638	32.7	6.1
現金支払割合				
一般機械	42.9	4.449	55	35
電器機械	56.8	2.978	61	53
輸送機械	54.6	2.849	61	49
精密機械	44.0	2.422	48	40
7. 審査能力				
取引部スタッフ数／総職員数	14.6	0.786	15.4	13.0
下請関連予算／総予算	0.8	0.141	1.0	0.6
8. 下請事件				
支払遅延事件／総事件数	11.8	1.52	14.2	9.2
長期手形の交付事件／総事件数	16.2	5.454	28.3	10.0

出所：1、2、3は『経済財政白書、2002年版』、4は『海外事業活動基本調査』、5は『法人企業統計年報』、6、7、8は『公正取引委員会年次報告』より算出した。

表 13. 製造業の支払い条件の決定要因

	Constant	R	K	D1	D3	Adj. R2	DW	Method
A 1	0.748	0.00107 2.310 ^c 0.0012 2.722 ^b	0.00677 3.753 ^a 0.738E-02 8.128 ^a	-0.304E-06 -0.023	0.00452 1.561	0.743 0.776	1.777 1.890	ML ML
	0.689	0.00132 2.877 ^b	0.00636 4.022 ^a	0.0000102 0.776	0.0057 1.774	0.763	1.911	ML*
A 2	39.163	-0.232 -1.840 ^d -0.099 -1.125 -0.179 -1.639	-0.617 -2.774 ^b -0.938 -5.357 ^a -0.676 -3.067 ^b	-0.412E-02 -2.149 ^d	0.825 1.471 0.457 0.968	0.754 0.761 0.747	1.758 2.241 1.982	ML OLS ML
A 3	43.653	0.156 2.016 ^d 0.105 1.269 0.134 1.711	0.130 0.489 0.460 2.827 ^b 0.180 0.846	0.0036 1.820 ^d	-0.588 -1.128 -0.219 -0.506	0.558 0.490 0.489	2.243 2.065 2.043	OLS OLS ML

注. 下段は t 値: a ; 1 %, b ; 2 %, c ; 5 %, d ; 10 %。

分析期間は昭和 60 年から平成 12 年まで。

* は DW が保留域にあることを示す。

A 1 : 支払期間

A 2 : 長期手形の発行

A 3 : 現金支払割合

R : 円／ドル相場; 対前年比増加率

K : 海外生産比率 (製造業); 空洞化

D 1 : GDP / 1 人当たり

D 3 : 自己資本経常利益率 (製造業)

表 14. 3 業種の支払い条件の決定要因

	Constant	R	K1	D1	D4	Adj. R2	DW	Method
一般 機械	E	0.875	0.000459	0.00331	-0.113E-02	0.418	2.08	OLS
			0.644	2.611 ^c	-1.305			
	E	0.769	0.00101	0.000997	0.0000294	0.552	1.77	OLS
			1.669	0.625	2.414 ^c			
	E 1	25.855	-0.22	-0.818	0.514	0.639	2.261	OLS
			-0.148	-3.109 ^a	2.852 ^b			
電器 機械	E 1	55.608	-0.215	-0.405	-0.704E-02	0.573	2.155	OLS
			-1.376	-0.985	-2.240 ^c			
	E 2	39.900	0.0894	0.711	-0.328	0.676	1.897	OLS
			0.838	3.753 ^a	-2.532 ^c			
輸送 機械	E 2	21.283	0.211	0.366	0.00459	0.594	1.792	ML
			2.435 ^c	1.156	1.916 ^d			
	F	0.811	-0.351E-03	0.00382	0.00000595	0.336	1.828	ML
			-0.388	1.66	0.245			
精密 機械	F 1	54.102	-0.164	-0.181	-0.921E-02	0.835	2.246	ML
			-1.872 ^a	-1.229	-5.725 ^a			
	G 1	19.729	-0.179	-0.419	0.391	0.731	2.107	ML
			-1.618	-4.899 ^a	2.327 ^c			
	H	0.749	0.00248	0.00141	0.00307	0.05	1.852	ML
			1.704	0.411	1.219			
	H 2	38.948	-0.091	0.0871	0.0146	0.243	2.464	ML*
			-1.155	0.688	1.836 ^d			

注. 下段はt値: a; 1%, b; 2%, c; 5%, d; 10%。
分析期間は昭和60年から平成12年まで。

*はDWが保留域にあることを示す。

業種別の「支払い条件」

E、F、H: 支払期間

E 1、F 1、G 1: 長期手形の発行

E 2、H 2: 現金支払割合

R: 円/ドル相場; 対前年比増加率

K 1: 各業種の海外生産比率; 空洞化

D 1: GDP/1人当たり

D 4: 各業種の自己資本経常利益率

表 15. 支払い条件違反の抑止効果

	Constant	L1	L2	R	D1	D2	D3	K	Adj. R2	DW	Method
1	11.989			-0.078 -1.436	-0.381E-03 -0.289			0.244 1.378	0.204	1.937	ML
2	6.344	0.386 0.7004	-0.241 -0.063						0.043	1.773	ML
3	-6.576	1.009 2.180 ^d		-0.116 -1.735	0.00142 1.963 ^d		-0.114 -0.298		0.265	2.041	ML
4	-13.856	1.707 5.724 ^a	-9.193 -4.017 ^a	-0.123 -2.823 ^b	0.00307 4.525 ^a		-0.645 -2.568 ^c		0.573	2.492	ML*
B 1 : 支払 遅延事件											
5	14.619		-7.551 -2.078 ^d	-0.069 -1.485				0.437 3.109 ^a	0.450	2.249	OLS
6	-2.061	1.103 2.244 ^c		-0.135 -2.572 ^c		-0.353 -1.986 ^d			0.316	2.028	OLS
7	-1.929	1.19 2.221 ^c	-1.575 -0.508	-0.137 -2.520 ^c		-0.432 -1.799 ^d			0.271	2.046	OLS
8	5.386	0.775 2.263 ^d	-6.930 -2.859 ^b	-0.152 -2.745 ^c		-0.246 -1.619		0.310 2.705 ^c	0.447	2.318	ML*
9	48.803			-0.173 -2.166 ^d	-0.763E-02 -3.097 ^a			-0.377 -1.118	0.833	1.703	ML*
10	12.621	1.855 1.973 ^d	-31.377 -5.740 ^a						0.716	1.487	ML*
11	37.525	1.056 0.979	-13.539 -1.790	-0.215 -2.140 ^d	-0.664E-02 -3.213 ^a		-0.058 -0.067		0.847	1.757	OLS
B 2 : 長期 手形の 発行事件											
12	3.521	2.267 2.532 ^c		-0.254 -3.344 ^a	-0.00274 -0.985			-9.920 -2.772 ^b	0.887	1.935	OLS
13	31.424		-7.028 -0.775	-0.138 -1.849 ^d				-1.030 -2.905 ^b	0.758	1.698	ML*
14	-9.958	3.164 5.354 ^a	-10.386 -2.423 ^c	-0.247 -3.797 ^a		-0.351 -1.298		-1.113 -5.899 ^a	0.893	1.932	ML*

注. 下段は t 値 : a ; 1%、b ; 2%、c ; 5%、d ; 10%。
 分析期間は昭和 60 年から平成 12 年まで。
 * は DW が保留域にあることを示す。

B 1 : 支払遅延事件
 B 2 : 長期手形の発行事件

L 1 : 取引部のスタッフ数
 L 2 : 下請法運用予算
 R : 円/ドル相場 ; 対前年増加率
 D 1 : GDP / 1 人当たり

D 2 : 実質 GDP (前年比)
 D 3 : 自己資本経常利益率 (製造業)
 K : 海外生産比率 (製造業) ; 空洞化

参考文献

- Asanuma, B, 1988, Japanese Manufacturer-Supplier Relationships in International Perspective: The Automobile Case, *Department of Economics Working Paper* No. 8, Kyoto University.
- Bruce R. Lyons. and Susan Bailey, 1992, Small Subcontractors in UK Engineering: Competitiveness, Dependence and Problems, *Small Business Economics* 5, 101-109.
- Caves, E. R. and M. Uekusa, 1976, *Industrial Organization in Japan*, The Brookings Institution.
- Doi, N, 1988, Concentration, Subcontract and Exports in Japanese Manufacturing Industries, *Managerial & Decision Economics* 9(2), 109-117.
- Doi, N, 1992, The Efficiency of Small Manufacturing Firms in Japan, *Small Business Economics* 4, 29-35.
- Doi, N. and M. Cowling, 1998, The Evolution of Firm Size and Employment Share Distribution in Japanese and UK manufacturing: A Study of Small Business Presence, *Small Business Economics* 10, 283-292.
- Doi, N. and M. Cowling, 1999, Transaction Structure in Japanese Small Business Sector, *Small Business Economics* 12, 85-95.
- Kawasaki, S. and J. Macmillan, 1987, The Design of Contracts: Evidence from Japanese Subcontracting, *Journal of the Japanese and International Economics* 1, 327-349.
- Kawi, H. and S. Urata, 2002, Entry of Small and Medium Enterprises and Economic Dynamism in Japan, *Small Business Economics* 18, 41-51.
- Kimura, F. 2002, Subcontracting and the Performance of Small and Medium Firms in Japan, *Small Business Economics* 18, 163-175.
- Klein, B., R. G. Crawford and A. A. Alchian, 1979, Vertical Integration, Appropriable Rents, and the Competitive Contracting Process, *Journal of Law and Economics*, 297-326.
- Kooij, Eric van, 1991, Japanese Subcontracting at a Crossroads, *Small Business Economics* 1, 145-154.
- Taylor, Curtis R. and Steven N. Wiggins, 1997, Competition or Compensation: Supplier Incentives under the American and Japanese Subcontracting Systems, *American Economic Review* 87(4), 598-618.
- Tullock, G. 1982, Welfare and the Law, *International Review of Law and Economics*, December, 151-163. (拙訳「法の厚生基準」『法学研究(北海学園大学法学部)』第38巻第4号, pp.729-748.)
- Williamson, O. E. 1983, Credible Commitments: using hostage to support exchange, *American Economic Review* 73(4), 519-540.
- 浅沼萬理, 1997, 『日本の企業組織 革新的適応メカニズム』東洋経済新報社.

- 伊藤元重・松井彰彦, 1989, 「企業：日本的取引形態」伊藤元重・西村和雄編『応用ミクロ経済学』東京大学出版会, 19-53.
- 伊藤元重・加賀見一彰, 1998, 「企業間取引と優越的地位の濫用」三輪芳郎・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会, 393-424.
- 大録英一, 1991, 「ホールドアップ問題と優越的地位の濫用」『公正取引』公正取引協会, No.487, 32-39, No.488, 56-61, No.491, 77-83, No.492, 39-45.
- 公正取引委員会, 1997, 『独占禁止政策 50 年史 (上・下)』大蔵省印刷局.
- 公正取引委員会, 各年度版, 『年次報告』大蔵省印刷局.
- 高橋省三, 2003, 「下請法の改正について」『公正取引』No.634, pp.25-30.
- 中小企業庁, 1989, 1991, 1998, 『中小企業白書』大蔵省印刷局.
- 中小企業庁・通商産業省大臣官房調査統計部, 1998, 『第 7 回工業実態基本調査報告書』通産統計協会 (SMEA and MITI, 1990, Dai 7 kai Kougyou Jittai Kihon Chousa Hokukusho, 1987 (*The 7th Basic Survey of the Industrial Sector*, 1987), Tokyo: Shadan Houjin. [in Japanese]).
- 中小企業庁・通商産業省大臣官房調査統計部, 2000, 『平成 10 年商工業実態基本調査報告書』通産統計協会 (Small and Medium Enterprise Agency and Research and Statistics Department, Minister's Secretariat Ministry of International Trade and Industry, 2000, *Report on the Basic Survey of Commercial and Manufacturing Structure and Activity* 1998 [in Japanese]).
- 通商産業省『海外事業活動基本調査』(通商産業省ホームページより).
- 若杉隆平, 1999, 「不公正な取引方法に関する規制(1): 不当廉売及び優越的地位の濫用・下請取引—「不公正取引の一般指定」と「下請代金支払遅延等防止法」の考察—」後藤晃・鈴木興太郎編『日本の競争政策』東京大学出版会, 97-130.
- 藤本隆宏, 1997, 『生産システムの進化論』有斐閣.
- 山田昭雄・大熊まさよ・樽崎憲安編著, 1991, 『流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針』商事法務研究会.